

日本弁護士連合会第26回司法シンポ・家庭裁判所の調停利用に関する当事者アンケートの結果より（養育費及び面会交流について）

2015. 7. 4

弁護士 藤原道子

第1 回答数

問1	回答数	%
1 男性	54	18%
2 女性	241	82%
記載なし	1	

※%は、記載なし分を母数に含めずに算出

第2 養育費について

1 質問事項

問23 簡易算定表（以下「算定表」と言います。）の利用について、該当する番号1つに○を付けてください。

1	算定表を利用（住宅ローン等ある場合の修正を含む）して合意し、金額に満足	2	算定表を利用して合意したが金額に低額不満
3	算定表を利用しないで合意し、金額に満足	4	算定表を利用しないで合意したが、金額に不満
5	算定表を利用したか否かは不明		

問24 支払い状況について該当する番号に○を付けてください。

1	合意どおり支払いが行われた。	2	不十分な支払いだった。	3	全く支払いがない。
---	----------------	---	-------------	---	-----------

問25 問24で「不十分な支払いだった」又は「全く支払いがない」と答えた方にお尋ねします。支払いを受けられない結果どうしましたか。該当する番号に○を付けてください。

1	相手に催促をした。	2	履行勧告・履行命令の制度を利用した。	3	強制執行の手続を利用した。	4	何もしていない。→問27へ
5	その他（具体的に： _____）						

問26 問25で「相手に催促をした」、「履行勧告・履行命令の制度を利用した」、「強制執行の手続を利用した」と答えた方にお尋ねします。その結果、養育費の支払いは受けられましたか。

1	全額支払われた。	2	一部支払われた。	3	全く支払いを受けられなかった。
---	----------	---	----------	---	-----------------

問27 問25で「何もしていない」、問26で「一部支払われた」「全く支払を受けられなかった」と答えた方にその理由についてお尋ねします。該当する番号全てに○を付けてください。

1	相手の住所が分からない。	2	相手の就労先が分からない。	3	相手に収入・資産がない。	4	相手と連絡を取りたくない。
5	その他（具体的に： _____）						

## 2 回答

問23	回答数	%	うち男性	%	うち女性	%
1 算定表を利用(住宅ローン等ある場合を修正を含む)して合意し、金額に満足	19	15%	4	21%	15	79%
2 算定表を利用して合意したが金額に低額不満	36	29%	0	0%	35	97%
3 算定表を利用しないで合意し、金額に満足	18	15%	3	17%	15	83%
4 算定表を利用しないで合意したが、金額に不満	14	11%	2	14%	12	86%
5 算定表を利用したか否かは不明	36	29%	2	6%	34	94%
記載なし	173		43		130	

問24	回答数	%	うち男性	%	うち女性	%
1 合意どおり支払いが行われた	68	52%	10	15%	57	84%
2 不十分な支払いだった	45	35%	0	0%	45	100%
3 全く支払いがない	17	13%	0	0%	17	100%
記載なし	166		44		122	

問25	回答数 (重複回答あり)	%	うち男性	%	うち女性	%
1 相手に催促をした	21	31%	0	0%	21	100%
2 履行勧告・履行命令の制度を利用した	16	24%	0	0%	16	100%
3 強制執行の手続を利用した	11	16%	0	0%	11	100%
4 何もしていない	26	38%	0	0%	26	100%
5 その他	7	10%	0	0%	7	100%
記載なし	228		54		173	

### 5 その他(具体的記述)

調停委員に相談したが何もしてくれなかった。
一度相談に行ったが、手続が面倒で、強制執行してもらえない率が高いと言われた。
子どもにもう関わりたくないと言われ何もしていない。
恐ろしいので、もう何もしていない。
強制執行の手続の途中で払われた。
次の裁判で元の金額に戻し、不払分も受け取ることができた。
相談したが、労力を使っても支払われる保証がある訳ではないと言われた。
不払いに対する調停をした。
自分で給料の差し押さえ手続をした。
相手方と関わりたくない。
相手方がどこにいるか解らない。

問26	回答数	%	うち男性	%	うち女性	%
1 全額支払われた	13	32%	0	0%	13	100%
2 一部支払われた	16	39%	0	0%	16	100%
3 全く支払いを受けられなかった	12	29%	0	0%	12	100%
記載なし	255		54		200	

問27(複数回答可)	回答数	%	うち男性	%	うち女性	%
1 相手の住所が分からない	6	12%	0	0%	6	100%
2 相手の就労先が分からない	9	18%	0	0%	9	100%
3 相手に収入・資産がない	15	29%	0	0%	15	100%
4 相手と連絡を取りたくない	22	43%	0	0%	22	100%
5 その他	13	25%	0	0%	13	100%
記載なし	245		54		190	

5 その他(具体的記述)	
相手が破産手続をしたため。	
国からもらう金が減るし、相手と関わると何を言ってくるかわからないので。	
子供の意見を重視。	
相手方に居場所を知られたくない。	
相手側に着信拒否され、子供の相談もできない。	
相手が資産を隠していて、資産がわからない。	
暴力・嫌がらせがこわい。	
相手に支払う気持ちがない。	
病気だといって、全ての責任を逃れている。	
相手方に誠意がないため、これを機に縁を切ろうと思った。	
支払いを求めて長引くより、支払いがないまま離婚を決断し、一人親への支援を早く受けた方が良いと弁護士に勧められた。	
相手が嘘を繰り返すので3回目で私から打ち切った。	
失踪のため連絡とれない。	
相手方が自由業なので強制執行はできない。	

### 第3 面会交流について

#### 1 質問事項

問32 調停で子どもとの面会交流について協議し、合意ができた方にお尋ねします。該当する番号に○を付けてください。

1	合意した内容のとおり面会が できている。	2	合意した内容のとおりではないが、ほぼ面会 ができている。	3	まったく面会ができていない。
---	-------------------------	---	---------------------------------	---	----------------

問33 問32で「まったく面会ができていない」答えた方に、その原因についてお尋ねします。該当する番号に○を付けてください。また、お子さんは現在何歳ですか (→ 歳 歳 歳)

1	面会をさせる側(子どもの養育者)が子どもを相手に会わせていない。
2	面会を求めている側が面会を求めている。
3	子どもが面会を拒否する。又は、面会をさせる側から子どもが拒否していると聞いている。
4	相手と連絡を取りたくない。
5	その他(具体的に: _____)

問34 面会交流を実施している方にお尋ねします。実施方法について該当する番号に○を付けてください。

1	面会は当事者(元夫婦)のみで実施	2	親族の協力を得ながら実施(元夫婦は会わない形)
3	第三者機関(家庭問題情報センター、自治体、民間支援団体等) に参与してもらって実施	4	その他(具体的に: _____)

2 回答

問32		回答数	%	うち男性	%	うち女性	%
1 合意した内容のとおり面会ができている		27	24%	6	22%	21	78%
2 合意した内容のとおりではないが、ほぼ面会ができている		36	32%	11	31%	25	69%
3 まったく面会ができている		49	44%	18	37%	31	63%
	記載なし	184		20		163	

問33		回答数 (重複回答あり)	%	うち男性	%	うち女性	%
1 面会をさせる側(子どもの養育者)が子どもを相手に会わせていない		18	31%	15	83%	3	17%
2 面会を求めている側が面会を求めている		16	27%	1	6%	15	94%
3 子どもが面会を拒否する。又は、面会をさせる側から子どもが拒否していると聞いている		22	37%	6	27%	16	73%
4 相手と連絡を取りたくない		7	12%	1	14%	6	86%
5 その他		16	27%	5	31%	11	69%
	記載なし	237		34		202	

年齢							
13歳	25歳	4歳	16歳、14歳	2歳	12歳、7歳		
19歳	16歳	22歳、20歳、18歳、16歳、10歳	16歳、14歳	9歳	3歳、5歳		
16歳、12歳	24歳、20歳、18歳	10歳、1歳	0歳	22歳、2歳	11歳、9歳		
10歳	14歳、15歳、17歳	3歳	12歳、10歳、8歳	19歳、15歳	5歳、9歳		
17歳	6歳、6歳	8歳、6歳	5歳	8歳、6歳、4歳	13歳、11歳		
11歳、9歳、7歳	7歳、4歳	4歳	7歳	13歳	5歳、9歳		
6歳	9歳、6歳	10歳、9歳	7歳	7歳	13歳、10歳		

5 具体的記述
再婚したから会いたくないと言われている。
相手方と連絡がとりにくい。
子供が、父親に会いたくないという。
子供が「会いたい」と言ったときに会わせると言われている。
子供への精神的DVがあり、調停でも面会交流はなく、子供も会いたくないといっている。
相手に連絡しても返事がなかったり、予定が合わず、面会交流ができていない。
親としての責任を相手が果たしていない。
子供に対するDV等があり、子どもが具合が悪くなる。
子どもが父親と会うのを拒否した。
面会はしばらくしないと決めたが、今はたまにしている。
相手が子どもに対する私のDVをねつ造し、兎相が面会をしないよう指導している。
メールで面会交流の連絡しても、返事は1週間後でさらにはぐらかされる。
面会交流で子どもが喜んでいてもかかわらず、帰宅後に子供は不安定になるので負担だという妻の意見が採用された。

問34		回答数 (重複回答あり)	%	うち男性	%	うち女性	%
1 面会は当事者(元夫婦)のみで実施		42	51%	12	29%	30	71%
2 親族の協力を得ながら実施(元夫婦は会わない形)		20	24%	5	25%	15	75%
3 第三者機関(家庭問題情報センター、自治体、民間支援団体等)に関与してもらって実施		8	10%	2	25%	6	75%
4 その他		15	18%	7	47%	8	53%
	記載なし	214		30		183	

4 具体的記述

子供の意志で父親に時々連絡を取って面会をしている。
本人同士で面会の日程を決めている。
元夫と子供(中学生)が直接連絡をしている。
民間支援団体の同行支援を利用していたが、今後は当事者間で行う。
両方の共通の友人の協力を得ながら実施。
夫婦と妻側親族1名で実施。
子供が高学年になり、子供本人が先方とやりとりしている。
弁護士に支援してもらっている。
元夫婦と親族同席で行っている。
元妻と元妻の両親の監視のもと、元妻の実家で行われている。
相手方の家の中で行っている、外での面交は一切ない。
会いたい時に自然に会えるようにしている。
当方弁護士が引き渡しに協力している。
子ども(中学生以上)が直接相手方と連絡を取り合っている。
裁判所外で合意し夫婦円満に調整出来た。
双方、弁護士立ち会いのもと実施。

第4 調停利用の感想

問35	回答数 (重複回答あり)	%	うち男性	%	うち女性	%
1 満足している	25	11%	2	8%	23	92%
2 ほぼ満足している	62	26%	4	6%	58	94%
3 少し不満が残った	52	22%	4	8%	48	92%
4 不満が残った	98	42%	40	41%	58	59%
記載なし	60		5		54	

その他、感想・御意見等

■養育費

養育費の点では金額が低く不満はあるものの、少しでも入ることが約束され、安心が得られた。

アメリカなど海外のように養育費を国が取り立てて入るようにしてほしい。そのことが、国の手当支給額減につながると思う。

元夫が自営業のため、どうやっても養育費を支払ってもらえなかった。

養育費についての判決には失望した。結果としては、相手方よりのもので、納得いかない。相手方の心理や嘘が通ってしまうなら、裁判する意味はない。養育費を減額されて現実的に子どもを抱えた側は、子どもの成長と共に学費や生活費にかなり費用がかかる上、人並み以上に大変だが、裁判所にはそのような現状を理解してもらえない。

■面会交流

調停で、面会交流は子どものためのものだと言われたが、子どもと関わらせない方がよい場合もある。親の影響を多かれ少なかれ受けてしまう子どもが不幸になることもあると思う。いない方がいい親も世の中にはいると思う。

DV法を利用している女性に関して、先に子どもと暮らしていると、調査官は、その女性に有利なことを調査報告書に書く。もつとアメリカのように調査官に勉強してもらう必要がある。子どもに会わせようとしない親に対しては、監護親として失格とするように調査を書く勇気がほしい。

面会交流について、今のような流れ(別居親に必ず会わせる方向性が強い)は危険である。DV夫や子どもへの性的DVの事案など、子どもがこれ以上傷付かないように、本当の子どもの気持ちに沿う機関の制定を早急に対応した上で、親に会わせるか否かきちんと判断してほしい。

離婚成立後、面会交流に精神的苦痛と困難を感じており、恐怖に思う。子どもの体調等で面会に行かれない時でも相手から「訴える」等脅されてしまい、その分の振替日も設ける必要があり、非常に苦痛。面会交流に際して、同行支援や面会用の場をもうける等、積極的に裁判所に関与してほしい。相手方へのDV教育についても実施してほしい。

面会交流について、「月1日2時間でも充分、離別すれば別居親と子が会えないのが標準」という考えが家庭裁判所内では主流なのかと感じられたことが時々ありました。

DVで別れた相手方(養育費、慰謝料なし)から面会交流を申し立てられ、大変迷惑した。調停委員から、「血のつながりは絶対だ」と言われたが、育てていない、家庭に何もしない元夫の権利をそこまで守る必要はあるのか疑問に思い、怒りを感じた。

子ども7才のとき、DVで離婚。離婚後も元夫は子どもに会いに来つづけ、子どもが12才の時に子どもから「父親に会いたくない」と言ってきたので調停にした。「父親との面会は子どもの福祉」とは限らないことを法務関係者にも分かって欲しい。

子どもに全く会えない状態のため調停を申し立てたのに、1回目の調停時に、調停委員から、「このまま連絡も手紙もやりとりせずに過ごすのが、今、できることではないか。」と言われた時には、何のための裁判所なのかと感じた。

調停委員(特に男性調停委員)の態度・言動が悪く、知識がない。暴力の程度を聞いたら、「グーで殴るのは暴力、パー(平手)で殴るのは愛情」と言っていた。調停委員は、暴力(DV)に対して知識がない。また、面会交流で、間接強制の説明がないまま、取決めをした。その後、相手方が間接強制の申立てをして、罰金(5万円)を支払いをする命令が来た。子どもが「会いたくない」と言って、面会交流ができなかったのに、会わせなかったら、罰金というのは、無理矢理会わせないといけないのかと、疑問に思う。

夫がDVで、子どもにも暴力を振っていたのが、調停委員から、子どもの発育において、夫と会わせただけの方が良い(父親もいた方が良い)のではないかと面会交流をすすめられた時は驚いた。調停委員に事情を説明して面会交流は拒否できたが、DV被害者にとって子どもの面会交流は絶対にしたくないと思った。

面会交流事件は、同居親の言い分を通すために裁判所の調停委員や調査官が屁理屈を述べるだけで、子どもの福祉など、全く考慮していない。

月1回の面会交流に強く不満を持っている。そもそも、何の問題もない環境から子どもを相手方に移されないといけないのか全く理解できない。

今の日本の裁判所の制度は、全く麻痺していると思う。家庭裁判所がどんなに努力してくれても、相手が子どもに会わせないとさえば家庭裁判所もどうしようもない。

面会交流について親権がないと、子どもと会う権利が保障されないことを裁判所も判っているが、裁判所から「(子どもを)会わせる」と言われ、それを信じて合意したものの、2年半、子どもと生き別れている。親権がない＝親として扱うことができないことを間接的に伝えてくるのがとても不満であった。

同居調停の中で、面会交流の話をしたが、合意できなかった。子どもの連れ去り、引き離しは合法というのが理解できない。別居の原因は、相手方の不貞で、DVもないです。

子の福祉には関係なく、子を連れ去った側の現状追認に終わった。法の整備が必要である。